

特定信書便事業の現況

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（信書便法）が、平成 15 年 4 月 1 日に施行され、17 年が経過。この間、「一般信書便事業※1」への参入はないものの、「特定信書便事業※2」への参入は着実に増加。

令和元年度末現在の特定信書便事業への参入実績等は次のとおり。

※1 提供するサービスのうちに、小型・軽量の信書便物（長さ 40 cm、幅 30 cm、厚さ 3 cm 以下で、重量 250 g 以下）を全国均一料金で全国において引き受け、国内において原則 3 日以内に送達するサービスを含む事業。

※2 以下のサービスのみを提供する事業。

① 1号役務：長さ・幅・厚さの合計が 73 cm を超え、又は重量が 4 kg を超える信書便物を送達するサービス

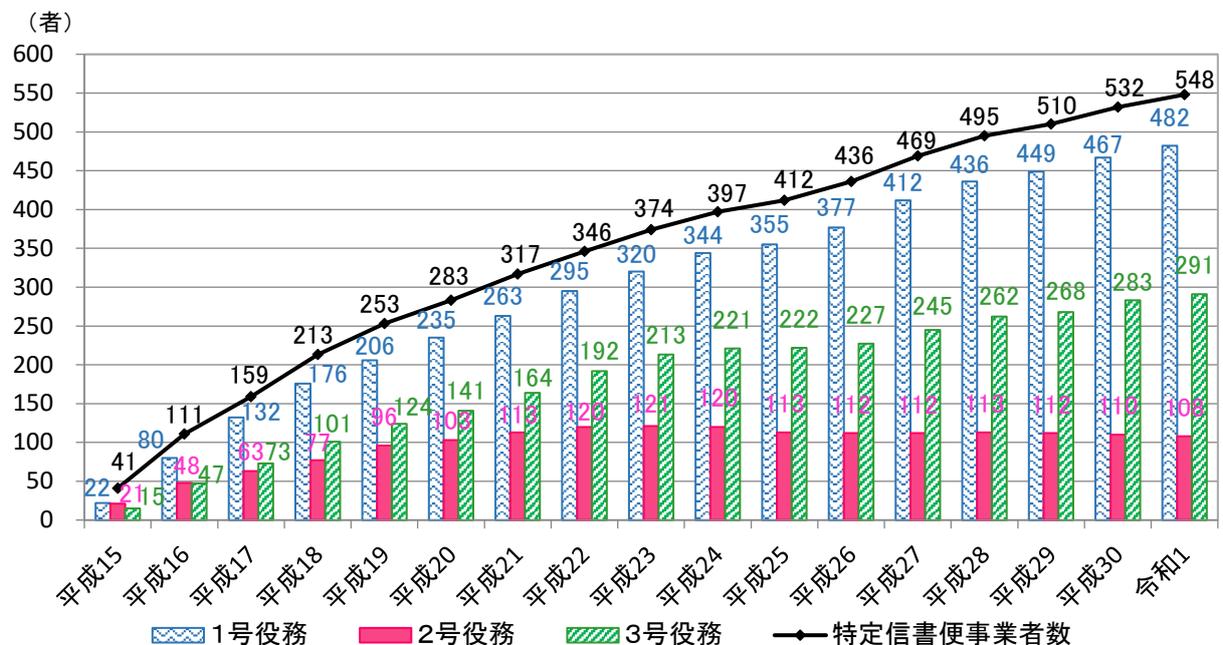
② 2号役務：差し出された時から 3 時間以内に信書便物を送達するサービス

③ 3号役務：料金の額が 800 円を超える信書便物を送達するサービス

1 特定信書便事業者数の推移

- 令和元年度末時点で 548 者が参入している。前年度末から 16 者の増加となっている。
- 役務別では 1号役務を提供している事業者数が 482 者と最も多く、次いで 3号役務が 291 者、2号役務が 108 者となっている。

図表 1 特定信書便事業者数及び役務別提供事業者数※の推移（年度末）



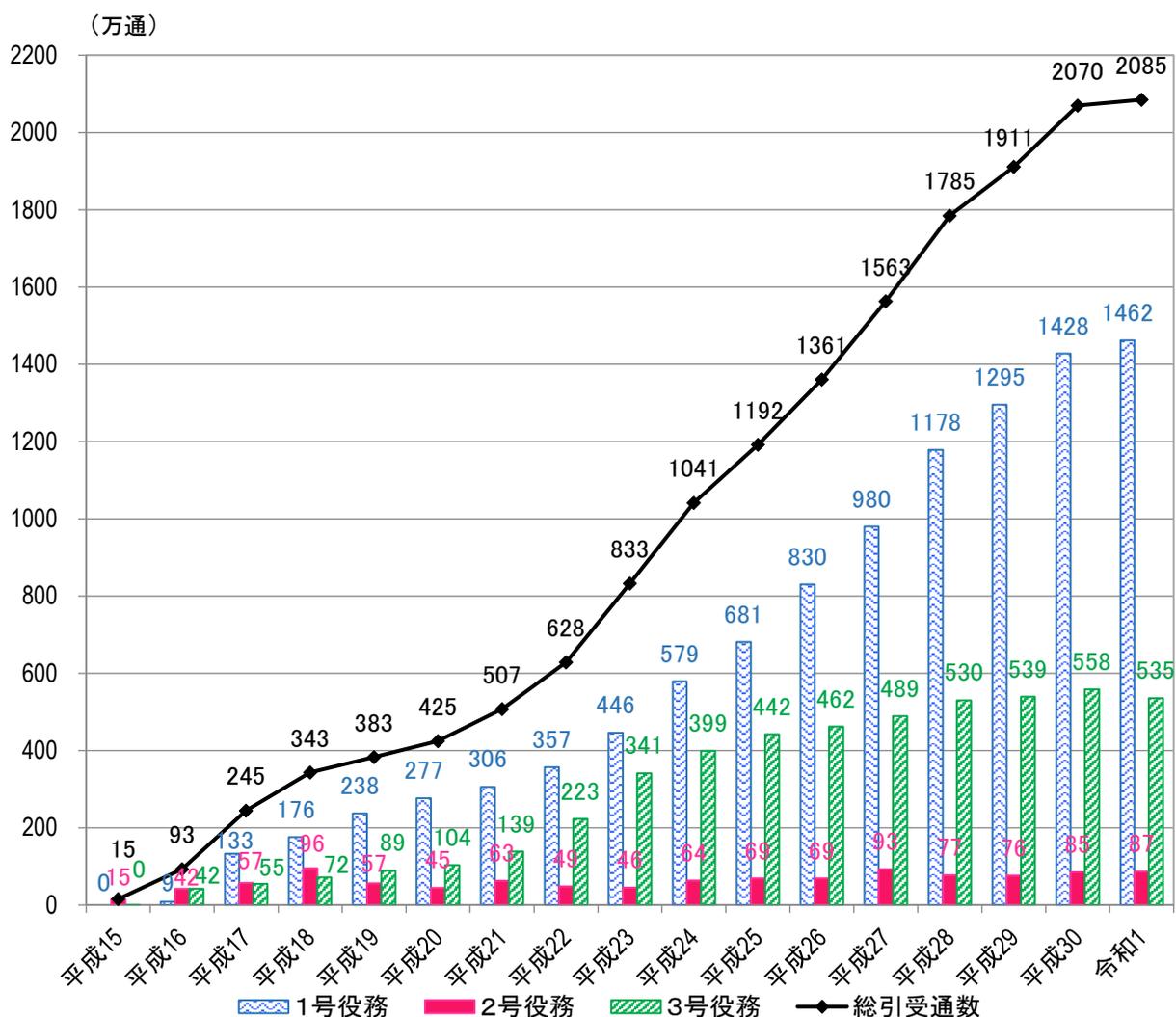
※ 複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。

2 特定信書便事業の取扱実績

(1) 引受通数

- 令和元年度の総引受通数は約 2,085 万通で、前年度からほぼ横ばい（15 万通増加）となっている。
- 令和元年度の総引受通数に占める各役務別引受通数の割合は、1号役務が 70.1%で最も大きく、次いで3号役務が 25.7%、2号役務が 4.2%となっている。

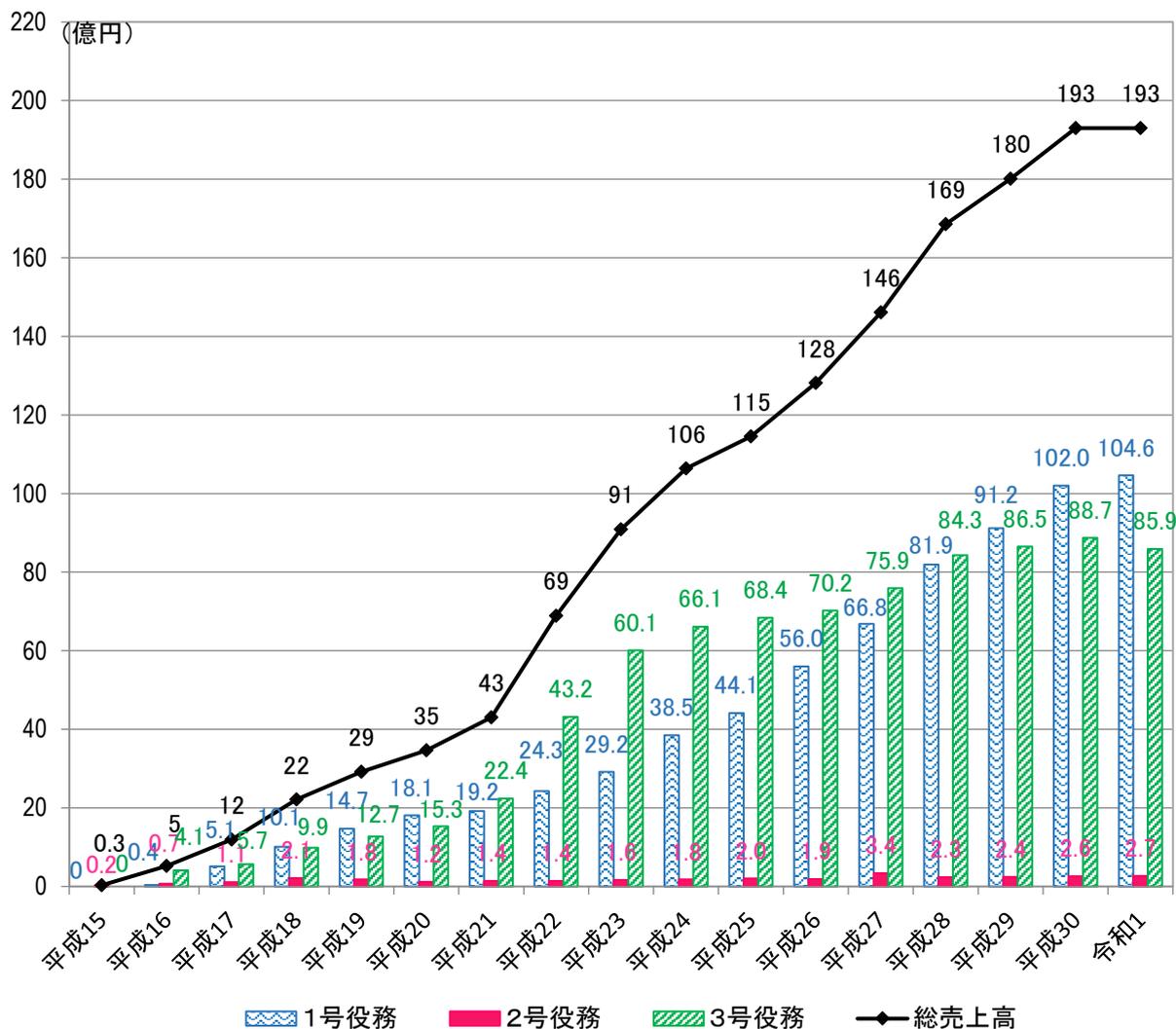
図表 2-1 役務別特定信書便引受通数の推移（年度別）



(2) 売上高

- 令和元年度の売上高総額は約 193 億円で、前年度からほぼ横ばい（△0.3 億円）となっている。
- 令和元年度の売上高総額に占める各役務別売上高の割合は、1号役務が 54.2% で最も大きく、次いで3号役務が 44.5%、2号役務が 1.4%となっている。

図表 2-2 役務別特定信書便売上高の推移（年度別）



3 傾向分析

- 特定信書便事業全体では事業者数については、法律の施行以来一貫して増加傾向。引受通数及び売上高は、平成 30 年度までは増加傾向であったが、令和元年度は、同年度からほぼ横ばいとなった。
- 1号役務の事業者数、引受通数及び売上高は、増加傾向が続いている。(5年前と比較すると、事業者数が1.3倍、引受通数が1.8倍、売上高が1.9倍になっている。)
- 2号役務の事業者数、引受通数及び売上高は、近年ほぼ横ばいが続いている。
- 3号役務の事業者数は近年微増傾向で、令和元年度末も平成30年度末から微増となった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で特に電報類似サービス等の需要の減少があったと思われ、平成30年度から引受通数は23万通の減少(△4.1%)、売上高は2.8億円の減少(△3.2%)となり、法律の施行以来初の減少となった。

4 特定信書便事業者の事業概況

(1) 特定信書便事業者が他に行う主たる事業

○ 特定信書便事業者が他に行う主な事業を見ると、貨物運送業が404者と大多数を占め、次いで警備業34者、障害者福祉事業18者の順となっている。

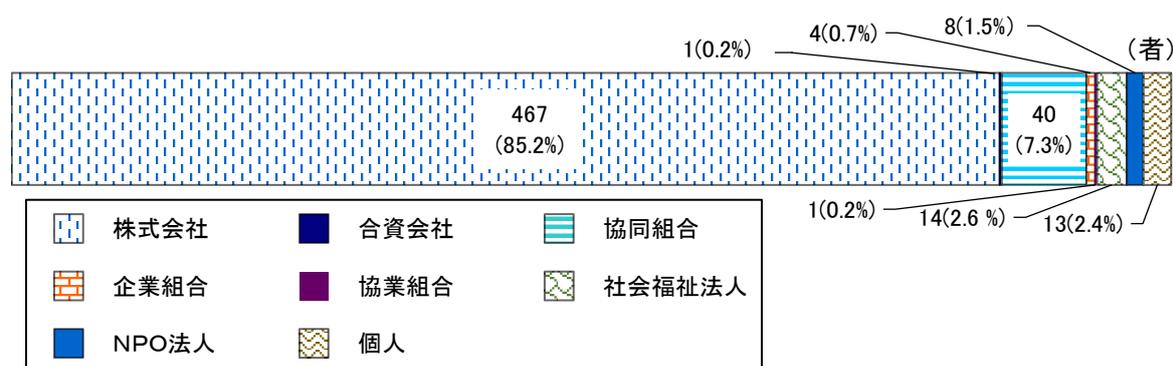
図表 4-1 主要業種別の特定信書便事業者数（令和元年度末）

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	404	印刷業	3
警備業	34	信書送達業	1
障害者福祉事業	18	建設業（造園工事）	2
ビルメンテナンス業	16	港湾運送業	1
電気通信サービス業	7	労働者派遣業	1
旅客運送業	6	倉庫業	2
廃棄物処理業	5	その他卸売・小売業	8
情報サービス業	3	その他サービス業	34
不動産業	3	計	548

(2) 特定信書便事業者の経営形態

○ 特定信書便事業者の経営形態を見ると、会社形態（株式会社及び合資会社）が468者で、全体の85.2%を占める。会社形態以外の法人では、協同組合が40者（7.3%）、社会福祉法人が14者（2.6%）、NPO法人が8者（1.5%）等となっている。また、個人でも13者（2.4%）が参入している。

図表 4-2-1 経営形態別の特定信書便事業者数及び割合（令和元年度末）



- 会社形態の特定信書便事業者を資本規模別に見ると、86.5%（405 者）が1億円未満であり、中でも1千万円以上1億円未満の割合が最も大きく、会社形態の事業者の70.1%（328 者）を占めている。

図表 4-2-2 資本規模別の特定信書便事業者数及び割合（令和元年度末）

(者)

資本金	～1千万円 未満	～1億円 未満	～10億円 未満	10億円 以上	合計
会社数 (割合)	77 (16.5%)	328 (70.1%)	48 (10.3%)	15 (3.2%)	468

(3) 地域別参入状況

- 特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、高知県を除くすべての都道府県において事業参入が行われている。

図表 4-3 本社所在地別の特定信書便事業者数（令和元年度末）

都道府県	事業者数	都道府県	事業者数	都道府県	事業者数
北海道	19	長野	8	岡山	8
青森	4	富山	6	広島	14
岩手	3	石川	6	山口	3
宮城	5	福井	5	徳島	2
秋田	4	岐阜	10	香川	4
山形	2	静岡	15	愛媛	7
福島	4	愛知	36	高知	0
茨城	3	三重	10	福岡	26
栃木	3	滋賀	3	佐賀	14
群馬	6	京都	10	長崎	9
埼玉	13	大阪	56	熊本	6
千葉	6	兵庫	17	大分	4
東京	125	奈良	3	宮崎	3
神奈川	30	和歌山	2	鹿児島	8
山梨	1	鳥取	2	沖縄	10
新潟	6	島根	7	全国	548

信書便事業の概要

1 信書便法の目的

信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図る。

※ 「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第4条第2項)

2 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業 提供する役務のうち一般信書便役務を含む事業

(2) 特定信書便事業 特定信書便役務のみを提供する事業

「一般信書便役務」

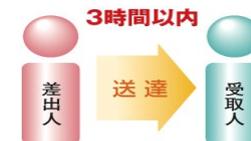
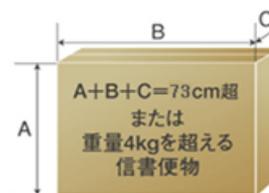
規定の大きさ及び重量以下の信書便物を全国において引受け、差出日から原則3日以内に送達するもの



「特定信書便役務」

次のいずれかに該当するもの

- ①大型信書便サービス ②急送サービス ③高付加価値サービス
(例:本庁・支庁間の巡回便) (例:バイク便等の急送便) (例:配達記録、電報類似型)



800円を超える料金

3 参入状況(令和2年3月末現在)

<類型別>

	一般信書便事業	特定信書便事業
参入事業者数	0	548

※複数のサービスを提供する事業者があるため、<類型別>と<サービス種類別>の数は一致しない。

<サービス種類別>

① 大型信書便サービス	482
② 急送サービス	108
③ 高付加価値サービス	291